

広島県災対連 当面の要求と課題(2015年10月 広島県災対連第2回総会で確認)

災害対策全国交流集会 2015in みやぎ 第3分科会報告
2015年11月21日 ホテル松島大観荘

1 運動の基本は「四つの課題」

昨年9月14日、広島県災対連は結成総会で四つの課題に取り組むことを確認し、以後一年間、様々な運動を進めてきました。

- (1) 災害被災者の生活再建と住民本位の復興をめざす支援活動
- (2) 被災者生活再建支援法および支援にかかわる諸制度の改善運動
- (3) 災害・防災問題に関する運動・情報の交流活動
- (4) その他、会の目的の実現のために必要な事業

「災害被災者支援と災害被災者支援制度の拡充を求める広島県連絡会」(広島県災対連)の結成後、広島県災対連は、災害発生直後の支援ボランティア活動、県内全自治体への要請行動、国・広島県・広島市への要求書提出と集団交渉、中央行動と被災者支援署名行動。昨年11月の災対連全国交流集会に向けた広島市土石流災害支援活動報告集を刊行、今年5月には被災地防災事業としての砂防堰堤工事による立ちのき対象者の要求実現を柱に「砂防ダム事業立ちのき者連絡会」を結成、国・県・市への要請行動を強めてきました。

さらに、今災害の実相と背景、今後の課題を深める学習と議論の場として、6月7日に「災害問題シンポジウム in 広島 現代の災害と防災・減災」を開催、被災1年目の8月20日には日本科学者会議の協力を得て災害シンポジウム報告集を刊行し、学習・分析、政策提起に取り組んできました。

今年3月に決定された国・県・市の「災害復興ビジョン」は、被災地への砂防堰堤建設・広域避難道路建設を計画し、300世帯近い立ち退きが必要となり、砂防堰堤は国土交通省によって、広域避難路＝長束・八木線は広島市によって用地買収が始められています。しかし、提示された用地買収額は購入価格の3～4分の1に過ぎず、災害被災者に対する住宅新築・移転の支援限度額は現行300万円です。これでは生活再建ができないという声上がり、生活再建の道筋が見える支援制度への抜本的拡充の要求が強くなっています。

被災1年を迎え、災害現場には土嚢が積み、センサーが設置され、山肌に災害の爪痕が残る直下でも多くの住民が生活しています。被災者の応急仮設住宅は建設されず、公営住宅や民間借家等が第二避難所として活用され、一年を経ても184世帯が公営住宅などの提供を受け、危険な場所に住みたくないと言った方を含め、地域住民は1割以上減少したといわれます。

被災後一年余を経た今、改めて「4つの課題」の取り組みを継続し、強化していくこととします。

2 広島型土石流災害独自の要求課題に取り組めます

広島県は全国最多3万2000カ所の土砂災害危険区域をもち、災害の危険性が全国で最も高い地域であり、被災者支援と支援制度拡充は、広島の切実で緊急な要求です。

広島県災対連の取り組みを継続・強化し、広島市土石流災害の被災者支援と支援制度拡充、災害復興と防災・減災への政策提起、全国災対連に結集し、全国の災対連運動の一翼を担います。

さらに、この一年間の広島県災対連の運動、災害被災者の状況、そして災害シンポジウムでの議論から、広島県災対連として、今後次のような要求と運動に取り組む必要があります。

■災害被災者の生活再建・支援活動を強めます。

第一に、今回の土石流災害被災者および被災地に住んでいる住民の要求実現、生活再建の運動に全力で取り組みます。都市近郊の住宅団地に起こった大規模土石流災害は、被災地が土石で破壊されており、元の場所に家を再建できない方が多数生まれます。緊急避難住宅の建設ではなく、

既存の公営・民間住宅を活用できるため、そのまま転居して新生活に移転する被災者も多く生まれます。

都市型災害の場合、どのような支援制度が求められ、何が可能になるのか、災害被災者とりわけ転居を求められる被災者の要求を基本に、要求実現運動を進めます。

■国・県・市への要求を整理し、要求実現の運動を強めます

第二に、国・県・広島市に示してきた要求課題、要請の実現を求め、諸団体とともに要求運動を強めます。

この間、国・県・市に提出してきた要望は、基本的に被災者の要求に基づき、同時に、全国災対連をはじめとする「災害被災者支援」と「支援制度拡充」を求める運動の到達点を踏まえたものです。丁寧に、ひとつひとつの要求項目の実現と実行を行政に要求していく継続的な取り組みを進めます。

■被災者生活再建の制度拡充を求めます

第三に、災害被災者の生活再建に必要な諸制度の拡充の運動を強めます。

現在の支援制度を学び、災害被災者に伝え、要求運動を組織し、行政に執行させる運動を強めます。現行制度の問題点や欠落している問題を整理し、被災者や関係者とともに、制度の改善・拡充の要求実現を求めます。

■防災・減災、学習・交流、政策提起の取り組みを進めます。

第四に、都市型大規模災害の背景と原因を学び、防災・減災にどのような施策ができるのか、科学的な分析に基づき、関係者の誰もが納得できる政策提起など、災害に関わる理論的な力量を育て、発信する取り組みを強めます。日本科学者会議の災害シンポジウム報告集をその第一歩と位置づけ、学習、論議、政策提起等の取り組みを進めます。行政関係者、研究者、生公連等との連携を重視します。

■全国災対連に結集し、被災者支援と支援制度拡充の運動を進めます。

第五に、全国災対連に結集し、被災者支援と被災者支援制度の拡充を求め、中央省庁交渉・全国行動・全国集会等に参加し、交流を深めるとともに、要求行動を強めます。

3 国・県・市町への要求運動を進めます

広島県災対連として国・県・市への要求運動を進めます。あわせて、全国災対連に結集し、全国の仲間とともに、被災者支援と支援制度拡充の運動を進めます。

国に対し、防災事業で立ち退きが必要な場合、他の場所への移転と生活を保障できる制度の確立、県と市には、国の施策が届かない部分を含め、被災者と立ちのき者の生活再建、とりわけ住宅再建補償制度の整備を求め、運動を強めます。

4 広島県災対連の運動と共同の輪を広げます

昨年9月、全国災対連加盟組織の広島在住組織や県内市民団体へ呼びかけ、自由法曹団、民商、新婦人、保険医協会、生協労連、民医連、国民救援会、広島県原水協、生健会、全教、自治労連、県労連広島県生公連など13団体が広島県災対連に結集しています。

広島県災対連への参加を呼びかけ、災対連の組織と運動をさらに広げること、県内諸団体との共同の取り組みを進めることを、今後の課題とします。

■国・県・市への要請内容(案)■

(1) 国に対して

- ① 広島市土石流災害の砂防堰堤工事による立ちのき対象者に対して、住宅再建に見合う立ち退き補償を求めます。
- ② 災害被災者生活再建支援法の支援限度額は、住宅再建者への支援金 300 万円が上限です。この金額では中古住宅の購入も出来ません。上限額の大幅な増額を求めます。
さらに、住居の再建に必要な期間の生活保障の制度化を求めます。
- ③ 災害被災者生活再建支援法の適用は、災害による家屋全壊・大規模半壊等に限られ、半壊以下の被害に対しては適用されません。適用範囲の拡大を求めます。
- ④ 災害被災者生活再建支援法は、被害を受けた自営業者等の営業や施設・原材料等への損失補填、営業停止期間中の生活保障には適用されません。適用範囲の拡大と制度の柔軟な活用を求めます。
- ⑤ 災害を受けた後の復旧・復興事業、防災・減災事業のための防災・減災事業を進めれば多くの住民が移転を余儀なくされますが、現在の用地買収は一般公共事業の制度しかなく、災害を前提にした制度はありません。元の場所に住まいをたてることさえ困難な状況を勘案し、災害に関わる用地買収制度を整備し、新しい住まいを確保できるよう、補償制度を整備して下さい。

(2) 広島県に対して

- ① 広島市土石流災害の防災事業を速やかに完成させることを求めます。
- ② 県内 3 万 2000 カ所の「土砂災害危険区域」の調査を速やかに終了させ、土砂災害防止法に基づく危険区域指定を求めます。
- ③ 県内全域の危険地帯に対する防災・減災事業推進計画を整備し、人員と予算を確保して、速やかに終了させてください。
- ④ 県内の公共施設の安全度を早急に再点検し、点検結果を県民に公表するとともに、災害時の緊急避難施設として活用できるよう、施設の改善・改修、災害防護機能の強化を求めます。
- ⑤ 県内で今後も災害が起こることを想定し、県営住宅を増やし、県民の住居を確保する施策を早急に拡充するよう求めます。
- ⑥ 県内市町が災害対策と被災者支援制度を拡充できるよう、県内市町を支援する体制を整え、同時に、地方自治体の防災・減災、被災者支援への組織・財政制度の強化を国に働きかけることを求めます。

(3) 広島市および県内市町に対して

- ① 県内の多くの住民が、現在、土砂災害を始め危険な区域に居住しています。住民に一刻も早く危険の実態を伝えるとともに、防災・減災、もしくは転居の政策を、対象の住民を加えて十分に協議し、「安全ビジョン」の整備を進め、安全に暮らせる居住地にして下さい。
- ② 災害や防災、もしくは災害の危険を避けるために退去・転居を余儀なくされる住民にたいし、国は公共用地買収制度を適用し、県・市町村もそれに準じた価格設定しか行っていません。この基準は対象者が他の場所に住宅を再建出来る金額にとうてい届かないことが明らかになっています。住宅再建額が確保できるよう、差額を県・市が町で補填する制度を確立して下さい。
- ③ 災害時の被災者支援制度を県・市・町毎に整備し、支援制度に対応した行政の組織体制を整えて下さい。災害への対応と市の支援制度を分かりやすく説明するガイドブックを作成し、住民に配布して下さい。
- ④ 地域と住民の実情にあったハザードマップや災害対応マニュアルをつくり、災害対応について住民を含めた政策論議を進めるとともに、すべて住民に災害に関わるマップやマニュアルを配布して下さい。

■広島市土石流災害で被災者支援の制度を拡充・改善させた事項

2015年10/20 未定稿

●被災者避難所

- 1 小学校・公民館等の「指定」避難所だけでなく、集会所など被災者が自主的に避難した施設を避難所と認定させ、避難物資や食糧等を支給し、避難期間の住居を提供した。
- 2 民間借家等を第2避難所として認定し、市が斡旋し、家賃分を市が補助した。避難期間については災害避難所と同等の判断に基づき、水光熱費等を保障した。
- 3 近隣の借家・マンション業者が売買・賃貸物件を第2避難所として提供した。一部マンションでは家具・家電製品等も付属していた。
- 4 被災者が自主的に避難場所として契約した借家・マンション等について、事後であっても「第2避難所」に認定し、家賃補助等の避難所対応施策を適用した。
- 5 避難所となった小学校で、避難者の諸活動のために、学校消耗品・備品等を供出した。
- 6 避難所生活のために、避難所に携帯電話を配置させた。
- 7 避難所となった小学校でペットの受け入れを行い、ペット同伴の避難活動を補償した。
- 8 都市計画税など、避難者の土地・家屋にかかる税金を減免した。
- 9 避難所の避難生活が「健康で文化的、快適」になるような施策を整えた
段ボールベッド導入、男女別のトイレ
- 10 女性消防団員が支援に入り、女性の要求や問題解決にあたった。
- 11 第2避難所・代替避難所の保障期間を当初の半年間からその後の一年間延長した。

●避難生活を送る被災者の健康管理

- 1 市町村管理の国民健康保険の場合は保険料を減免し、一定期間、個人負担を無くした。
- 2 医者・看護婦・療育センター職員等を巡回させ、心身の健康管理にあたった

●義援金

- 1 全壊・大規模半壊だけでなく、半壊・一部損壊、床上・床下浸水まで義援金支給対象を広げた。
- 2 支給対象を居住施設にとどめず、倉庫等の非住居施設まで広げた
- 3 住民管理の集会所など、地域のコミュニティ施設の補修・再建を義援金支給対象とした。
- 4 被災者の要求に基づき、住宅再建にかかる義援金支給について、領収書が無くても見積もり書等で支給できるようにした。

●被害認定

- 1 被害認定の対象を全壊・大規模半壊・半壊・一簿損壊にとどめず、床下浸水、住居敷地内への土砂流入まで広げて認定した。
- 2 大規模半壊・半壊等の被害認定について、被災者の見直し要求に応え、実態把握の上で大規模半壊等に見直しを行った。
- 2 床下浸水等、被災の状況が曖昧な地域についても、地域エリアによる線引きで床下浸水の被害認定を行った。

●復旧・復興事業

- 1 全壊・大規模半壊だけでなく、半壊・一部損壊を含む住居について、行政負担で解体・撤去を行った。

- 2 家屋等の損壊がれきにとどまらず、住居敷地内に流入した土砂・がれきについても撤去対象とし、行政の負担で清掃・撤去を行った。
- 3 行政の縦割り区分を超え、水路(八木用水)・里道・私道等の復旧事業を国・県・市が共同で行った。
- 4 被災地周辺のパチンコ店・スーパー等が駐車場を開放し、災害支援活動に協力した。
- 5 区役所健康福祉センター(区社協所在地)への災害支援ボランティアセンターの開設に続き、現地にサテライトセンターを開設し、支援ボランティアの要請・手配・受け入れ等を行った。
- 6 住居、道路等の都市インフラの復旧に続き、墓園の復旧に関わって、墓石を災害がれきと認定し、墓石撤去・搬出等を行政が行った。

●移転補償・用地買収補償

- 1 用地買収の費用算定は、災害発生後の実勢ではなく、災害前の路線価に基づいて行った
- 2 立ちのき対象者の代替地・代替住宅について、広島市として斡旋・紹介・相談を行うと約束した。
- 3 砂防ダム建設計画と移転補償の改善を求める「立ちのき者連絡会」の要望書に応え、対象地域住民全体を対象とした国・県・市の合同説明会を3回開催した。
- 4 砂防ダム建設移転補償の住民要求に応え、広島市への要求書提出、被災者への回答交渉を行った。

●防災・減災事業

- 1 土石流災害を発生した全溪谷への緊急工事として、1トン土嚢の仮堤防を設置し、溪谷上部に防護ネットを張り、センサー機能・サイレン機能を起動させた。
- 2 早期復興と防災事業の強化の要求に応え、国・県・市の協議に基づき、災害発生後7ヶ月で「復興ビジョン」計画を策定した
- 3 24の土石流発生溪谷に国・県が砂防堰堤55基を建設し、土石流災害を防ぐ防災事業を着手した。
- 3 被災地域中央に広域避難道路を建設し、災害時に住民が避難できるルートを確保する事業計画を策定し、現地に推進本部を設け、事業を開始した。
- 4 地域の自主防災組織活動を強化し、地域住民が災害に備えられる体制整備に努めた。
- 5 災害死ゼロの県民総ぐるみ運動条例を制定し、県総合計画見直しに伴い、防災・減災を広島県の重要課題に据えた。
- 6 遅れていた土砂災害防止法に基づく危険区域調査を早急に行い、警戒区域・特別警戒区域指定を加速させた